

令和２年第２回五霞町議会定例会会議録

議 事 日 程（第１号）

令和２年６月４日（木曜日）午前１０時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認について
(五霞町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認について
(五霞町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認について
(五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認について
(令和元年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）)
- 日程第 10 承認第 7 号 専決処分の承認について
(令和２年度五霞町一般会計補正予算（第１号）)
- 日程第 11 承認第 8 号 専決処分の承認について
(五霞町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 12 承認第 9 号 専決処分の承認について
(五霞町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第 13 承認第 10 号 専決処分の承認について
(令和元年度五霞町一般会計補正予算（第７号）)
- 日程第 14 承認第 11 号 専決処分の承認について
(令和２年度五霞町一般会計補正予算（第２号）)
- 日程第 15 議案第 28 号 五霞町農業委員会委員の少なくとも４分の１を認定農業者等及びこれに準ずる者とするについて

日程第 16	議案第 29 号	五霞町農業委員会委員の任命同意について
日程第 17	議案第 30 号	五霞町農業委員会委員の任命同意について
日程第 18	議案第 31 号	五霞町農業委員会委員の任命同意について
日程第 19	議案第 32 号	五霞町農業委員会委員の任命同意について
日程第 20	議案第 33 号	五霞町農業委員会委員の任命同意について
日程第 21	議案第 34 号	五霞町農業委員会委員の任命同意について
日程第 22	議案第 35 号	五霞町農業委員会委員の任命同意について
日程第 23	議案第 36 号	五霞町農業委員会委員の任命同意について
日程第 24	議案第 37 号	五霞町農業委員会委員の任命同意について
日程第 25	議案第 38 号	五霞町農業委員会委員の任命同意について
日程第 26	議案第 39 号	五霞町農業委員会委員の任命同意について
日程第 27	議案第 40 号	五霞町農業委員会委員の任命同意について
日程第 28	議案第 41 号	五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第 29	議案第 42 号	五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 30	議案第 43 号	五霞町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
日程第 31	議案第 44 号	五霞町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 32	議案第 45 号	五霞町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
日程第 33	議案第 46 号	町道の廃止について
日程第 34	議案第 47 号	工事請負契約の締結について (五霞町立五霞中学校中規模修繕工事(特別教室棟、屋内運動場棟))
日程第 35	議案第 48 号	令和 2 年度五霞町一般会計補正予算(第 3 号)
日程第 36	議案第 49 号	令和 2 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 37	報告第 1 号	令和元年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
日程第 38	報告第 2 号	令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
日程第 39	報告第 3 号	令和元年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告

日程第４０ 報告第 ４号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計予算継続費繰越計算書の報告

日程第４１ 報告第 ５号 株式会社五霞まちづくり交流センター令和元年度経営状況の報告

日程第４２ 請願第 １号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の採択、提出を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	小野寺 宗一郎 君	２番	黛 丈 夫 君
３番	江 森 美佐雄 君	４番	山 本 芳 秀 君
５番	植 竹 美智雄 君	６番	新 井 庫 君
７番	伊 藤 正 子 君	８番	宇 野 進 一 君
９番	鈴 木 喜一郎 君	１０番	樋 下 周一郎 君

欠席議員（０名）

な し

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	山 中 一 郎 君
まちづくり 戦 略 課 長	田 口 啓 一 君	会計管理者兼 町民税務課長	香 取 幸 子 君
健康福祉課長	山 下 仁 司 君	生活安全課長	松 村 聖 市 君
都市建設課長	古 郡 健 司 君	産業課長兼 農業委員会 事務局 長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	大 関 千 章 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

事務局職員出席者

事務局長 江森 薫 書 記 落合 宏紀
書 記 伊藤 弘美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告及び議長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第2回五霞町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には何かとお忙しい中、御出席をいただきまことにありがとうございます。

本定例会には、39件の議案等が提出されております。

議員各位には、慎重なる審査と円滑なる運営がなされますようよろしくお願いをいたします。

なお、本定例会に当たり、去る5月21日午後1時から議会運営委員会が開催され、運営等について協議されておりますので、御報告を申し上げます。

◎会議成立の宣言

○議長（鈴木喜一郎君）ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎町長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（染谷森雄君）どうも皆さん、改めておはようございます。

本日、会議の開会に当たりまして一言御挨拶を述べさせていただきたいと思います。

本日は、令和2年第2回の定例会を開催いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

ここで、ちょっと新型コロナ対策について触れさせていただきたいと思います。

新年度に入りまして、これは日本国中、また全世界で新型コロナウイルス感染防止ということで、戦いが進められているところでございます。

本町におきまして、住民の健康を守るということを基本にいたしまして、役職員一丸となって、本日まで取り組んでまいりました。おかげをもちまして、本日まで、五霞町からの感染者は今のところゼロということでございます。隣接する自治体ほとんどに感染者が出ているという中では、もういつ感染者が出てもおかしくない状況の中で、本日まで頑張っ

ることができました。これもひとえに、外出の自粛とか3密回避を基本とした行動をしっかりと守っていただいた住民の皆さん、そしてまた企業の皆さん、そして、家庭で頑張ってくれた子供たち、それぞれがですね、しっかり守っていただいた結果ではなかろうかと思います。改めて御礼を申し上げたいと思います。

そういう中で、昨年6月は、6月9日に五霞誕生130周年の式典、その後、国体に向けた炬火リレーと大変盛り上がった6月でございましたが、一転しまして、ことしはこのコロナ禍の中で、当然だったことが、当たり前にはできない日々となってしまいました。多くの会議、イベント全てが中止ということで、住民の皆さんの顔が見えないということが、非常に寂しい日々でございますが、いかに、いつもと変わらない日常というものが尊いものか、改めて再認識をさせられました。

そういう中で、御承知のように、政府は5月25日夕方、緊急事態宣言を全面解除いたしまして、外出やイベントを含めた社会経済活動を段階的に緩和しました。茨城県でも現在はステージ2でございます。6月8日ごろ、このままいけば、ステージ1へと緩和も予定されているところでございますし、学校も通常登校になるわけでございます。

徐々に戻りつつある日々ですが、ただ、油断をするとですね、また第2波が襲ってくるという可能性もございますので、今後も町としましても十分に対策を進めてまいりたいと考えております。

そういう中で、国・県、また町独自ということで、コロナ対策に対するいろいろな支援策、いろいろな事業を実施している現段階でございます。一つは、一人10万円の特別定額給付金です。これにつきましては、ちょうど先ほど決裁したのですが、本日まで2,957件の申し込み、申請をいただいたと。もう約9割の申請をいただいております。3回支払いをさせていただいておるところでございます。このほか、あと町独自の支援策。これも今後しっかりと進めてまいりたいと考えておるところでございます。

これらも含めまして、今回の第2回定例議会におきましては、新型コロナ対策の案件が非常に多くございます。

また、議会の皆さん方から、一般質問のほうは取りやめと意思表示がされました。新型コロナ対策に専念しろという議会の皆さんのエールだと思ひまして、今後もしっかりと、この事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

そういう中で、本日の定例会に執行部といたしまして提出させていただきます案件につきましては、人権擁護委員の諮問が2件、専決処分の承認が9件、農業委員会委員の4分の1を認定農業者又はこれに準ずる者とするについての議会同意が必要ですが、これが1件、農業委員会委員の任命同意が12件、条例の改正が5件、町道の廃止が1件、工事請負契約の締結が1件、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算が2件、報告といたしましては、令和元年度一般会計及び特別会計繰越計算書の報告が4件、株式会社 五霞まちづくり交流センター令和元年度経営状況の報告が1件の合計38件の御提案をさせていただいております。

詳細につきましては、お手元の議案書により説明をさせていただきますので、慎重審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（鈴木喜一郎君）これから本日の会議を開きます。

◎本日の日程報告

○議長（鈴木喜一郎君）会議規則第 20 条による議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木喜一郎君）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、2 番 篠 丈夫君、6 番 新井 庫君の 2 名を会期中の署名議員として指名いたします。

◎会期の決定

○議長（鈴木喜一郎君）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日 4 日から 8 日までの 5 日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 4 日から 8 日までの 5 日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木喜一郎君）日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、本日の議案説明員の出席者を報告いたします。

町長、副町長、教育長、関係課長等が出席しております。

なお、写真撮影のため、まちづくり戦略課 金谷主査の入場を許可しております。

これで諸般の報告を終わります。

◎諮問第1号～諮問第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）これより議事に入ります。

お諮りいたします。

諮問第1号及び諮問第2号は、人権擁護委員の候補者推薦につきつき意見を求めることについての人事案件でありますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号及び諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）諮問第1号、第2号の人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、一括して御提案申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦についてですが、現在、人権擁護委員であります篠崎 勝氏が令和2年9月30日で任期満了となるため、引き続き人権擁護委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

続いて、諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦についてですが、現在、人権擁護委員であります竹内貴久子氏が令和2年9月30日で任期満了となるため、引き続き人権擁護委員として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

任期につきましては、令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年の任期となります。

参考資料として候補者それぞれの履歴をお手元に配付しておりますので、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願いを申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、諮問第1号を採決いたします。

本案は、候補者として適任と答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、諮問第1号は候補者として適任と答申することに決しました。

続いて、諮問第2号を採決いたします。

本案は、候補者として適任と答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、諮問第2号は候補者として適任と答申することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第3号 専決処分の承認について。

五霞町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第3号につきましては、五霞町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が、令和2年3月30日公布され、令和2年4月1日から施行されました。また、介護保険料にお

ける延滞金について条例で定めるものでございます。

つきましては、五霞町介護保険条例の一部を改正する条例を令和2年4月1日に施行するため、専決にて対応をさせていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、健康福祉課長の補足説明をお願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下仁司君）承認第3号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

令和元年10月に施行されました消費税率の引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化され、昨年度に引き続き、軽減が行われるものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして、6ページからの新旧対照表により説明をさせていただきます。

第3条、保険料率でございます。

第2項です。こちらにつきましては、従来から軽減措置が行われており、今回の改正では、減額賦課に係る増減幅の引き上げにより「平成31年度」を「令和2年度」に、「2万5,500円」を「2万400円」に改正いたします。

第3項でございます。第2項同様、軽減の引き上げによるものでございます。内容につきましては、保険料区分の第2段階にある保険料「4万2,600円」を「3万4,000円」に改正いたします。

続いて、第4項でございます。こちらも同様に軽減の引き上げによるもので、保険料区分の第3段階である保険料「4万9,400円」を「4万7,700円」に改正いたします。

続きまして、介護保険料の納付が納付期限後にあった場合の延滞金の加算について、一部改正を行うものでございます。

第8条第1項中、「ただし、延滞金額が1,000円未満である場合においては、この限りではない」を第2項「前項の延滞金額を計算する保険料の額に1,000円未満の端数があるときは、又はその保険料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる」、第3項「前2項の規定により算定されて延滞金額に100円未満の端数があるときは、又は延滞金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる」と改正を行うものです。内容ですが、現行では延滞金が発生し、1,000円以上の加算になる場合、1円単位の加算でしたが、改正において100円単位での加算となるものです。こちらは、町税等及び県内の市町村と同様に改正し、足並みを揃えるというものでございます。

続いて、現行欄「第2項」を「第4項」に改正するものでございます。こちらは、新たに2項が追加されたことにより、項がずれたものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日令和2年4月1日から施行、経過措置として第3条の規定は令和2年度分の保険料から適用し、平成31年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものとしてございます。

以上、五霞町介護保険条例の一部改正でございます。

御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第3号を採決いたします。

承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第4号 専決処分の承認について。

五霞町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第4号につきましては、五霞町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

国においては、現下の経済情勢等を踏まえ、令和2年度税制改正が行われました。

今回改正された町税に係る主なものとしては、まず一つ目が、所有者不明土地に係る固定資産税の課題への対応。

2番目として、未婚のひとり親に対する税制上の措置の見直し。

3 番目として、固定資産税の特例措置等規定の整備など関係法律等の整備・改正が行われました。

これら町税条例の上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が、令和 2 年 3 月 31 日に公布され、原則として令和 2 年 4 月 1 日から施行されました。これに伴い、五霞町税条例等の一部を改正する条例を令和 2 年 4 月 1 日に施行するため、専決にて対応させていただいたところです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明をお願いいたします。

町民税務課長。

○町民税務課長（香取幸子君）それでは、承認第 4 号について御説明いたします。

令和 2 年 3 月 31 日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、町の税条例の改正が必要となった部分について御説明を申し上げます。

なお、今回の改正につきましては、全部で 8 条にわたる改正となっております。

引用条項の文言の整理なども相当数含まれておりますので、主な改正点について新旧対照表を用いて説明をさせていただきます。

議案書は 19 ページからとなります。

まず、表題のところ、第 1 条による改正となっております。

第 24 条第 1 項第 2 号、個人の町民税の非課税の範囲について、寡夫——こちら、男性を対象としたもの。こちらを対象から除き、ひとり親を対象に追加するもので、男性・女性にかかわらず、ひとり親というような表現で統一してございます。全てのひとり親家庭の子供たちに対して、公平な税制を実現する改正となっております。

21 ページをお願いします。

中段、第 36 条の 3 の 2 及び同条 3 の 3、個人の町民税に係る給与所得者並びに公的年金受給者の扶養親族申告書について、児童を扶養している単身児童扶養者である場合には、その旨の記載を不要とすると。こちら先ほどのひとり親の改正に係る改正となっております。

次のページになります。23 ページです。

中段、54 条第 2 項から始まりますが、次のページ以降、第 8 項まで。こちらは、固定資産税の納税義務者等につきまして、所有者が死亡している場合に、現に所有している相続人等を所有者とみなして課税することができるように改正をしたというものでございます。こちらにつきましては、現状も亡くなった時点で、代表相続人等の届をいただいて課税措置をさせていただいておりますが、こちらを規定することによって、届出制の実現性を高めたものというような内容になります。

続きまして、27 ページをお願いいたします。

下段になりますが、第 74 条の 3 第 1 項第 1 号から第 3 号まで。こちらは、先ほどの現所有者の申告について、所有者が死亡している場合に、賦課に必要な事項を申告させることが

できるように改正したものでございます。第 75 条第 1 項では、申告をしなかった場合の罰則などについても明記してございます。

続きまして、28 ページの下段になりますけど、第 94 条第 2 項からになります。こちら、たばこ税の課税標準について、1 本当たり 0.7 グラム未満の軽量な葉巻きたばこを 1 本当たり 0.7 本として換算するというを加えてございます。こちらは、重量比例課税をされていたたばこ税につきまして、本数課税へ切りかえるというような経過措置の途中段階の改正に当たってございます。

96 条の 2 項からにつきましても、たばこ税の課税免除について必要な手続を簡素化するための改正について規定されているところでございます。たばこ税の課税免除につきましては、輸出業者等への売り渡し等に関しては、たばこ税の免除対象になるというような内容になります。

31 ページ下段になります。

附則に当たります第 3 条の 2 の 1 項から次のページ、第 4 条の 1 項まで。こちらは延滞金の割合の特例について定めております。平均貸付割合に 0.5% を加算した割合が 7.3% に満たない場合には、その割合とする改正ということで、中身といたしましては、延滞金の割合を下げることによって、御負担を下げるというような内容になります。

次のページ、33 ページの第 6 条第 1 項については、元号の改正によるものとなります。

これ以降、元号の改正による部分、相当数出てきますが、こちらは説明を省略させていただきます。

飛びますが、44 ページをお願いいたします。

第 17 条第 1 項。こちら、長期譲渡所得に係る個人の町県民税の課税の特例について、低未利用地——余り利用されてない土地を譲渡した場合に、課税の特例が受けられると。具体的には、100 万円の特別控除、譲渡所得から 100 万円の特別控除を受けられる改正と。

ただし、こちらにつきましては、低未利用地の具体的な定義、あるいは、その市町村がどういった形で認定をするのかという細部につきましては、この後、規則等が示される予定でございます。

続きまして、54 ページをお願いいたします。

こちらは、第 23 条から 65 ページまで、52 条にわたりまして、内容は、法人税法の改正によりまして、令和 4 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行されるというような内容でございます。具体的には、連結親法人がまとめて申告する方式だったものをグループの個々の個別申告をする通算方式へと移行となる内容でございまして、国税の改正にあわせて改正するものでございますが、法人におけます事務負担の軽減を目的とした改正となっております。

74 ページをお願いします。

このページ以降、第 3 条改正によるものまで、112 ページまでの附則第 12 条による改正と、長いページにわたる改正内容については、ほとんど元号の改正による対応というものに

なりますので、説明のほうは省略させていただきます。

最後は 116 ページになります。

下段になりますけれども、施行期日です。こちらについては、原則令和 2 年 4 月 1 日の施行ということになっております。

以上、上位法令の改正に伴う町の税条例の一部の改正でございます。

御承認のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第 4 号を採決いたします。

承認第 4 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第 4 号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第 5 号 専決処分の承認について。

五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第 5 号につきましては、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、原則として令和 2 年 4 月 1 日から施行されました。

これに伴いまして、五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決にて対応さ

せていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明をお願いします。

町民税務課長。

○町民税務課長（香取幸子君）承認第5号 五霞町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書のほうは、126 ページからの新旧対照表を用いて説明をさせていただきます。改正部分は下線で示しております。

国では、医療費の動向や保険者の財政状況などを勘案して、必要に応じて国民健康保険税の賦課限度額や税額の軽減判定に使う基準等の改正を行っております。

ページのほう、第2条第2項では、国民健康保険税における基礎課税分の課税限度額について、これまで61万円であったものを63万円とし、3万円引き上げ、同項第4条では、介護納付金分を16万円を1万円引き上げ、17万円とする改正でございます。

次のページ、第23条第1項では、課税限度額を超えて算定された税額を減額する規定となっておりますので、金額は第2条と同様の金額の改正ということになります。

中段、第1項第2号の規定は、低所得者に対する軽減措置の拡充を行う改正でございます。国民健康保険税のうち、均等割額及び平等割額が5割軽減の対象となる方の所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げております。

また、次のページ、128 ページです。

第3号の規定で、2割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を51万円から52万円に引き上げております。軽減判定の基準となる所得額が引き上げられることで、軽減を受けられる対象世帯が拡大されることになります。

今回の改正につきましては、経済的負担能力のある方には、能力に応じたの負担をお願いし、所得の少ない方には、負担を抑えて支払いをしやすくする内容ということになります。

129 ページをお願いいたします。

附則の第5項及び次のページの第6項で出てきますけれども、土地基本法等の一部を改正する法律に合わせて改正されるもので、長期譲渡所得に係る課税の特例の創設ということで、先ほど税条例の解説をさせていただきました低未利用地の特例の関係でございます。

最後になりますけれども、131 ページ、附則でございます。

施行期日については、令和2年4月1日となります。

以上、上位法令の改正に伴う五霞町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第5号を採決いたします。

承認第5号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第6号 専決処分の承認について。

令和元年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第6号 令和元年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,676万円を追加し、総額をそれぞれ11億9,920万9,000円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明を願います。

町民税務課長。

○町民税務課長（香取幸子君）承認第6号 令和元年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案書は、134ページをお願いいたします。

令和元年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,676万円を追加し、歳入

歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 9,920 万 9,000 円と定めるものでございます。

内容について御説明いたします。

139 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金になります。普通交付金の追加として 7,676 万円を増額補正するものです。こちらは歳出の療養給付費の財源となるものでございます。

次のページが歳出となります。

2 款の保険給付費でございます。

一般被保険者療養給付費で 6,800 万円、審査支払手数料で 6 万円、一般被保険者高額療養費で 870 万円、それぞれ増額補正するものでございます。総額で 7,676 万円となり、全額が先ほどの県からの交付金で措置されることとなります。診療月から支払いまでに数カ月かかるというところで、補正対応に算入がちょっと難しかった部分、あるいは、高額な医療を受けた方の増加、一人当たりの医療費の増大などがございまして、高額療養費を含め、大きな額の補正をさせていただくこととなりました。

御承認のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第 6 号を採決いたします。

承認第 6 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第 6 号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第7号 専決処分の承認について。

令和2年度五霞町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第7号 令和2年度五霞町一般会計補正予算（第1号）につきまして、家畜伝染病予防法に基づく事務手続が4月から変更となること等への対応のため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ117万7,000円を追加し、総額をそれぞれ45億117万7,000円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）承認第7号 令和2年度五霞町一般会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

議案書の143ページをお願いいたします。

令和2年度五霞町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億117万7,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、148ページをお願いいたします。

歳入でございます。

18款繰入金、1項の基金繰入金、1目財政調整基金の繰入金105万1,000円の追加でございますけれども、これは歳入調整により増額補正をさせていただいたものでございます。

次に、20款諸収入、4項雑入、2目雑入12万6,000円の追加でございますけれども、家畜伝染病予防法に基づく検査手数料を増額補正したものでございます。

続きまして、149ページでございます。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、11目諸費につきましては、小学校新入学児童を対象とした入学祝金105万円の追加でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費につきましては、歳入にも計上してございますけれども、家畜伝染病予防法に基づき実施する豚コレラ全頭ワクチン並びにみつばち腐蛆病の検査手数料について、今年度から町を通じて支払うこととされたことから、

12万7,000円を計上したものでございます。

以上の理由によりまして、補正予算の専決をいたしましたので、御承認のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第7号を採決いたします。

承認第7号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第8号 専決処分の承認について。

五霞町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第8号につきましては、五霞町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

国においては、新型コロナウイルス感染症が社会・経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずるため、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律等が成立、公布されました。あわせて、町税条例の上位法であります地方税法等の一部を改正する法律も令和2年4月30日に公布され、同日から施行されております。

このことに伴い、五霞町税条例の一部を改正する条例を令和2年4月30日から施行するため、専決にて対応させていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、町民税務課長の補足説明をお願いいたします。

町民税務課長。

○町民税務課長（香取幸子君）承認第8号について御説明いたします。

先ほど町長から御説明のとおり、令和2年4月30日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の施行日が、原則令和2年4月30日であることから、五霞町税条例の改正が必要となったところでございます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置という内容となります。

議案書は、153ページからお願いいたします。

こちらも新旧対照表にて、改正部分について御説明をいたします。

まず、附則第15条の2、中段になります。

軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を令和2年9月30日から令和3年3月31日までとし、6カ月間延長をするものでございます。環境性能割というのは、旧の自動車取得税に当たります。軽減については、1%の軽減がされてございましたが、こちらの期限を半年間延ばしたという内容でございます。

次のページ、第24条。こちらは、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の規定です。地方税法において、1年間の無担保として延滞金なしで猶予する規定について、条例に委任している事項の細目を定めているところでございます。いわゆる国税に準ずるものと、流用するよというような内容となっております。

五霞町におきましても、徴収猶予に関しては、数件の問い合わせが既にあるというふうに担当から報告を受けております。

155ページをお願いいたします。

附則になりますが、第10条の2第21項のところをお願いいたします。中段でございます。こちらの内容につきましては、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充と。期限つきで、対象資産となる償却資産、事業用の家屋の課税標準をゼロとする内容となります。中小の事業者等に対して、取得した資産に対する税を条件がつきますけれども、ゼロということで対応をすると。減収分については、全額国費で補てんをされるものとなります。

続いて、25条では、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例。メディア等でも出ていますけれども、イベントを中止した主催者に対して、払戻請求権を放棄した方に対して、寄附金控除を適応するというような措置になります。対象となるイベント等につきましては、文部科学大臣が指定することになりますが、文化、芸術、スポーツ、そういったイベントが対象となる予定となっております。

第26条では、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につい

て、緩和措置がとられる内容となります。中身は、新型コロナウイルスによって、入居予定だったものが遅れたりするというような方に対して、対応を1年延ばして、税の特例措置が受けられるようにするという内容になっております。

施行期日につきましては、令和2年4月30日の公布の日からとなっております。第2条改正分については、令和3年1月1日からということになります。

上位法令の改正に伴う五霞町税条例の一部改正でございます。

御承認のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第8号を採決いたします。

承認第8号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第9号 専決処分の承認について。

五霞町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第9号につきましては、五霞町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、所定の減免基準について、厚生労働省から事務連絡が発出され、国費による財政支援が行われることとなりました。

た。それに伴い、五霞町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

つきましては、五霞町介護保険条例の一部を改正する条例を令和2年4月30日に施行するため、専決にて対応させていただいたところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、健康福祉課長の補足説明をお願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下仁司君）承認第9号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の157ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関し、厚生労働省から所定の基準により減免措置を実施した場合に、国費による財政支援が行われる事務連絡が発出されたことに伴い、五霞町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして、160ページからの新旧対照表により説明をさせていただきます。

附則第11条でございます。現行の附則第10条に1条を追加し、附則第11条とする改正でございます。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。又は、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林人収入又は給与収入のいずれかの減少額が、保険金や損害賠償等の金額を控除した額で前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であり、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることを減免基準として追加をするものでございます。

最後に、附則でございますが、公布日を令和2年4月30日から施行、附則第11条の規定は令和2年2月1日から適用するものでございます。

以上、五霞町介護保険条例の一部改正でございます。

御承認のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第9号を採決いたします。

承認第9号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第9号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第10号 専決処分の承認について。

令和元年度五霞町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第10号 令和元年度五霞町一般会計補正予算（第7号）につきまして、新型コロナウイルス感染症対策への対応のため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ32万6,000円を追加し、総額をそれぞれ48億2,043万1,000円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）承認第10号 令和元年度五霞町一般会計補正予算（第7号）について御説明させていただきます。

議案書の165ページをお願いいたします。

令和元年度五霞町一般会計補正予算（第7号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億2,043万1,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続いて、170ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目の地方特例交付金511万4,000円の追加でございますけれども、幼児教育の無償化に係る地方負担に対する交付金を増額補正させていただいたものでございます。

次に、13 款国庫支出金、1 項の国庫負担金、1 目の民生費の国庫負担金 40 万円の追加でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策に伴う特別支援学校等の臨時休業によりまして、放課後デイサービスの増加に伴う、地方負担の増加についての国庫負担金を増額補正したものでございます。

次に、13 款国庫支出金、2 項の国庫補助金、2 目の民生費国庫補助金 32 万 6,000 円の追加でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、放課後児童クラブの開所経費に対する地方負担の増加についての国庫補助金の増額補正を国庫補助金の増額に伴い補正をしたものでございます。

次に、17 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 551 万 4,000 円の減額でございますけれども、歳入調整により減額補正をしたものでございます。

続きまして、171 ページをお願いいたします。

歳出になります。

3 款の民生費、2 項児童福祉費、2 目の児童措置費につきましては、歳入にも計上してございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により放課後児童クラブの開所時間の拡充に係る経費を補助するため、32 万 6,000 円を追加補正したものでございます。

以上の理由によりまして、補正予算の専決処分といたしましたので、御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第 10 号を採決いたします。

承認第 10 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第 10 号は原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩をいたします。

再開を 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 08 分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎承認第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、承認第 11 号 専決処分の承認について。

令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）承認第 11 号 令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策への対応のため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項により承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8 億 6,948 万 7,000 円を追加し、総額をそれぞれ 53 億 7,066 万 4,000 円としたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）承認第 11 号 令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 2 号）について御説明をさせていただきます。

議案書は、174 ページをお願いいたします。

令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 億 6,948 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 53 億 7,066 万 4,000 円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続いて、179 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目の民生費国庫補助金、8 億 6,273 万円の追加でございますけれども、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給

付金の給付に係る事務費並びに事業に対する国庫補助金を計上したものでございます。

次に、18 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、675 万 6,000 円の追加でございますけれども、歳入調整による増額補正をしたものでございます。

次に、10 款諸収入、4 項雑入、2 目雑入、1,000 円の追加でございますけれども、中小企業事業継続応援貸付負担金の償還金を計上したものでございます。

続きまして、180 ページでございます。

こちら歳出でございますけれども、3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目特別定額給付金給付費につきましては、歳入にも計上してございますけれども、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、一人当たり 10 万円を給付する特別定額給付金並びに給付事務に係る経費 8 億 6,273 万 1,000 円を計上したものでございます。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として実施した町内の 1 軒当たり 5 枚のマスク配布等に係る経費 225 万 6,000 円を計上したものでございます。

次のページ、181 ページをお願いしたいと思います。

次に、7 款の商工費でございます。7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費。こちらにつきましては、歳入にも計上してございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上が急減、急に減った県内の中小企業、個人事業主に対しまして県と市町村が協調し、1 事業者当たり 200 万円の貸し付けを行う事業でございまして、町の負担につきましては、1 事業者当たり 50 万円、9 事業者分の 450 万円を負担金として計上したものでございます。

以上によりまして、補正予算の専決処分といたしましたので、御承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

承認第 11 号を採決いたします。

承認第 11 号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、承認第 11 号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 28 号 五霞町農業委員会委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等及びこれに準ずる者とするについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 28 号 五霞町農業委員会委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等又はこれに準ずる者とするについて、御提案を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 2 号の規定に基づき、農業委員会委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等又はこれに準ずる者としたく、議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、産業課長の補足説明をお願いいたします。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）議案第 28 号について御説明させていただきます。

議案書は 182 ページをお願いいたします。

農業委員会等に関する法律では、農業委員の構成において認定農業者等の数が委員の過半数を占めることとされておりますが、議会の同意が得られれば、規則により委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者等又はこれに準ずる者とするのが可能となります。

今回、農業委員の候補者として推薦された 12 名のうち、認定農業者等又は準ずる者は 4 名にとどまるため、委員の過半数を満たしておりません。

よって、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 2 号の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

○議長（鈴木喜一郎君）これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 28 号を採決いたします。

議案第 28 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号～議案第 40 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第 29 号から議案第 40 号までは、五霞町農業委員会委員の任命等についての人事案件ですので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号から議案第 40 号までを一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 29 号から議案第 40 号までの五霞町農業委員会委員の任命同意について一括して御提案申し上げます。

五霞町農業委員の任期が令和 2 年 7 月 19 日で満了となることから、委員 12 名を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

続いて、産業課長の補足説明を願います。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）議案第 29 号から議案第 40 号について御説明申し上げます。

農業委員候補者 12 名の方々の氏名のみ申し上げます。住所、生年月日は、議案書にて御確認願います。

議案書 183 ページをお願いいたします。

議案第 29 号 苦瀬茂夫氏、元栗橋行政区の推薦となります。

184 ページをお願いいたします。

議案第 30 号、鈴木章司氏、川妻行政区の推薦となります。

185 ページをお願いいたします。

議案第 31 号、藤沼政雄氏、小手指行政区の推薦となります。

186 ページをお願いいたします。

議案第 32 号、松本茂利夫氏、堀の内行政区の推薦となります。

187 ページをお願いいたします。

議案第 33 号、中山茂生氏、小福田行政区の推薦となります。

188 ページをお願いいたします。

議案第 34 号、篠崎 勝氏、大福田行政区の推薦となります。

189 ページをお願いいたします。

議案第 35 号 影山徳治氏、山王山行政区の推薦となります。

190 ページをお願いいたします。

議案第 36 号、小田川恒雄氏、江川行政区の推薦となります。

191 ページをお願いいたします。

議案第 37 号、中村啓次氏、幸主行政区の推薦となります。

192 ページをお願いいたします。

議案第 38 号、松本紀夫氏、冬木行政区の推薦となります。

193 ページをお願いいたします。

議案第 39 号、梅田福一郎氏、土与部行政区の推薦となります。

194 ページをお願いいたします。

議案第 40 号、菊地慶子氏、中立委員としての自薦となります。

以上、12 名について、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日までの 3 年間となります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

最初に、議案第 29 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 29 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 30 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 30 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 31 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 31 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 32 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 32 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 33 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 34 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 34 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 35 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 35 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 36 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 36 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 37 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 37 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 38 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 38 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 39 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 39 号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第 40 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 40 号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 41 号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 41 号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について御提案を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を受け、経済的な影響を受けた住民や町内の経済状況を踏まえ、町長、副町長、教育長の 6 月の期末手当について減額するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）議案第 41 号について御説明申し上げます。

五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例について、197 ページの新旧対照表によりまして御説明をさせていただきます。

この条例の改正につきましては、町長、副町長、教育長の 6 月の期末手当を新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大を受けまして、町内の経済状況等を考慮し、町長が 20%並びに副町長・教育長がそれぞれ 10%減額するため改正をするものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 41 号を採決いたします。

議案第 41 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 42 号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 42 号について御提案申し上げます。

行政区における地域活動につきましては、区長等の役員の方々に多大な御尽力を賜っているところでございますが、その選定に当たっては、担い手の高齢化や地域コミュニティの希薄化、地域課題の複雑化などを背景に、どの行政区でも苦慮されていると伺っております。

そのような中、今年度、原宿台行政区におきましては、行政区長、副区長の候補者の選出が得られない状態となっており、協議を重ねてまいりましたが、特例として今年度は区長のかわりに、その職務を原宿台行政区に組織されている四つの町内会の会長さんに担っていただくことになりました。

そこで、区長の職務を担っていただく町内会長に本来の均等割に加え、従来区長に支給していた戸数割も報酬として支給できるよう、本条例を改正するものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 42 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 43 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 43 号 五霞町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 43 号 五霞町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

本条例の中で引用している法律名が改称されたことに伴い、本条例の改正をお願いするものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 43 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しま

した。

◎議案第 44 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 44 号 五霞町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 44 号 五霞町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、国民健康保険の被保険者に対して新型コロナウイルスに感染した場合に、傷病手当金を支給するための条例整備をするものでございます。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 44 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 45 号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 45 号 五霞町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 45 号 五霞町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

先ほどの国民健康保険と同様、後期高齢者医療保険制度においても、新型コロナウイルスの感染者に対する傷病手当金の支給が規定されたことに伴い、町条例の一部を改正することとなります。

本定例会には、常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 45 号は、会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎議案第 46 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 46 号 町道の廃止についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 46 号 町道の廃止について御提案申し上げます。

今回、廃止をお願いします町道は、川妻工業団地内で民間企業との間に位置する町道 1713 号線、1 路線について廃止を提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、都市建設課長の補足説明をお願いいたします。

都市建設課長。

○都市建設課長（古郡健司君）それでは、議案第 46 号 町道の廃止について御説明を申し

上げます。

議案書 213 ページをお願いいたします。

町長の提案理由で申し上げましたとおり、今回、町道の廃止をお願いいたします。

路線は 1 路線でございます。

議案書 215 ページ、路線廃止調書並びに 216 ページの路線廃止位置図を添付してございますので、あわせて御確認をお願いいたします。

それでは、215 ページの路線廃止調書によりまして御説明をさせていただきます。

町道 1713 号線は、川妻 1334 番地 1 地先を起点とし、川妻 2168 番地 12 地先を終点とする延長 149.1 メートル、幅員 2.8 メートルの路線でございます。この路線は、川妻工業団地内の株式会社三谷バルブと浅野機材株式会社の間に位置し、行きどまり道路となっております。現在は、株式会社三谷バルブの駐車場への出入口のみに利用されております。町道として利用されていないことが確認されておりますので、今回の路線の廃止を行うものでございます。

なお、路線廃止の議決をいただきました後には、株式会社三谷バルブ駐車場への進入路として、三谷バルブに対し、払い下げの事務手続を進めていく予定でございます。

以上、町道 1 路線について廃止をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 46 号を採決いたします。

議案第 46 号は原案のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、議案第 47 号 工事請負契約の締結について。

五霞町立五霞中学校中規模修繕工事（特別教室棟・室内運動場棟）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 47 号 工事請負契約の締結について御提案申し上げます。

五霞町立五霞中学校中規模修繕工事（特別教室棟・屋内運動場棟）に係る工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当次長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、教育次長の補足説明をお願いします。

教育次長。

○教育次長（猪瀬英子君）それでは、議案第 47 号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の 217 ページをお開き願います。

今回の契約の目的は、五霞町立五霞中学校中規模修繕工事（特別教室棟・屋内運動場棟）の請負契約の締結でございます。

この工事につきましては、五霞町の公共施設等総合管理計画に基づき修繕工事を行うもので、主なものとしましては、施設を長期的に利用する上で重要であります屋根、屋上の防水工事、そして、外壁及び経年劣化の建具の改修工事、また、特別教室への空調の設置、照明器具の LED 化、そのほか、高圧受変電設備の改修工事等でございます。

契約の方法といたしましては、指名競争入札によるものでございます。

契約の金額でございますが、消費税を含めまして 1 億 3,607 万円でございます。

契約の相手方は、茨城県古河市上砂井 128 番地、坂東工業株式会社 代表取締役 狩野貞男でございます。

工期につきましては、令和年 2 月 26 日までのおおむね 8 カ月間で算定をしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 47 号を採決いたします。

議案第 47 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号～議案第 49 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

議案第 48 号及び議案第 49 号は、各会計の補正予算ですので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号及び議案第 49 号を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）議案第 48 号 令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 3 号）、議案第 49 号 令和 2 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、一括して御提案を申し上げます。

初めに、議案第 48 号 令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 3 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,950 万 8,000 円を追加し、総額をそれぞれ 53 億 9,017 万 2,000 円とするものでございます。

次に、議案第 49 号 令和 2 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 70 万円を追加し、総額をそれぞれ 11 億 551 万 6,000 円とするものでございます。

これら各会計の補正予算につきましては、本定例会には常任委員会が予定されておりますので、詳細につきましては、常任委員会において御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 48 号及び議案第 49 号は会議規則第 37 条の規定により、お手元へ配付いたしております常任委員会議案審査付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号及び議案第 49 号は、付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎報告第 1 号の上程、説明、質疑

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、報告第 1 号 令和元年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から提案の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第 1 号 令和元年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき御報告をいたします。

繰り越した事業は 4 事業、金額につきましては 3 億 1,501 万 8,000 円となります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（山中一郎君）報告第 1 号 令和元年度五霞町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、御説明のほうをさせていただきます。

議案書は、236 ページをお願いいたします。

2 款総務費、2 項徴税費、町税賦課事業、翌年度繰越額 605 万円でございます。

この内容でございますけれども、土地評価業務委託におきまして、法務局からの成果データの受領遅延の影響によりまして委託料を繰り越すものでございます。財源は、全額一般財源となります。

続きまして、6 款の農林水産業費、1 項農業費、農業生産基盤整備事業、繰越額は 120 万円でございます。

こちらの内容は、県営地盤沈下対策事業の繰り越しに伴いまして、同事業に対する町の負担金を繰り越すものでございます。財源は、全て全額地方債となります。

続きまして、8 款土木費、2 項道路橋梁費、町道整備事業、繰越額 1,476 万 8,000 円でございます。

こちらの内容は、町道 5 号線道路改良工事につきまして、追加工事の発注に伴いまして、工事請負費を繰り越すものでございます。財源内訳は、国庫支出金 661 万 1,000 円、地方債 480 万円、一般財源 335 万 7,000 円でございます。

続きまして、10 款の教育費、3 項中学校費、学校施設管理事業、繰越額 2 億 9,300 万円でございます。

こちらの内容は、五霞中学校中規模修繕工事並びに同工事施工監理業務につきまして、年度末の国庫補助金の採択によりまして、年度内の工事等を完了することができなかったことから、委託料及び工事請負費を繰り越すものでございます。財源内訳は、国・県支出金 8,031 万 5,000 円、地方債 1 億 6,960 万円、一般財源 4,308 万 5,000 円でございます。

以上のとおり御報告をいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎報告第 2 号の上程、説明、質疑

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、報告第 2 号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第 2 号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき御報告をいたします。

繰り越しました事業は、下水道施設整備事業で、金額につきましては 605 万円となります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、上下水道課長の補足説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（大関千章君）それでは、議案書の 238 ページをお願いいたします。

報告第2号につきまして御説明申し上げます。

第1款下水道事業費、事業名につきましては下水道施設整備事業の605万円でございます。

内容につきましては、ストックマネジメント更新詳細設計業務でございまして、この業務につきましては、環境浄化センター内の機械・電気設備の更新工事に係る設計でございましたけれども、業務を進めていく中で、建物本体の改築工事を合わせて行う必要性が判明したところでございます。

これら改築工事に要する設計の予算につきましては、昨年12月の補正予算にて議決をいただき、進めているところでございます。必要な工期を確保するため、繰り越しを行ったものでございます。財源につきましては記載内容のとおりでございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、報告第3号 令和元年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第3号 令和元年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をいたします。

繰り越しました事業は、農業集落排水施設整備事業で、金額につきましては699万6,000円となります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、上下水道課長の補足説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（大関千章君）議案書の240ページをお願いいたします。

報告第3号につきまして御説明いたします。

第1款農業集落排水事業費、事業名につきましては、農業集落排水施設整備事業の699万6,000円でございます。

内容につきましては、令和元年度事業で実施いたしました農業集落排水施設の機能診断調査結果をもとに、今後の施設の修繕及び更新等に係る財政負担の平準・縮小化を図るための最適整備構想を策定するものでございます。

この構想を策定する予算につきましては、昨年12月の補正予算にて議決をいただき、進めているところでございます。必要な工期を確保するため、繰り越しを行ったものでございます。財源につきましては、記載のとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、報告第4号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計予算継続費繰越計算書の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第4号 令和元年度五霞町公共下水道事業特別会計予算継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告をいたします。

繰り越しました事業は、下水道施設整備事業で、金額につきましては8,330万円となります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、上下水道課長の補足説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（大関千章君）それでは、議案書の242ページをお願いいたします。

報告第4号について御説明申し上げます。

表中、内訳でございます。

第1款下水道事業費、事業名でございますが、環境浄化センター耐震補強工事に係る8,330万円でございます。内容につきましては、五霞町環境浄化センターの耐震補強工事で

あります。

この工事につきましては、施設を稼働させながらの施工であるため、標準設計により施工してまいりましたが、地下水槽等から汚水を抜き、目視により確認をしましたところ、仮設ポンプ、警報装置の設置、配管の位置変更等の設計変更を行う必要性が判明したところであります。そうした中で、設計変更に所要日数を要したと。さらには、台風19号の影響によりまして資機材の納品が遅れたことも重なったということから、必要な工期を確保するため繰り越しを行ったものでございます。財源につきましては、記載のとおりであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、報告第5号 株式会社 五霞まちづくり交流センター令和元年度経営状況の報告を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（染谷森雄君）報告第5号 株式会社 五霞まちづくり交流センター令和元年度経営状況について御報告を申し上げます。

先月、5月27日に開催された同センターの株主総会において、令和元年度の決算が承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

令和元年度につきましては、4月は天候に恵まれ、桜の時期も比較的長く続き、天皇即位等による大型ゴールデンウィークもあり、上期の売上は順調に推移をしておりましたが、10月は大型台風19号による避難勧告が出るなどの悪天候、11月からは、ふるさと納税の返礼品により上向きかけたものの、2月後半からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、団体予約のキャンセルなどが相次ぎ、下期は前年を割り込む結果となりました。

最終損益では、令和元年度の売上高は3億4,684万円となり、当期純利益について、前年度赤字から黒字へと転換することができました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、産業課長の補足説明を願います。

産業課長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（笈沼光行君）報告第5号について御説明申し上げます。

議案書 244 ページをお願いいたします。

令和元年度道の駅ごかの事業報告でございます。

イベント等は年間で 36 件行いました。

主なものとしたしまして、4月6日、7日に開業 14 周年記念イベントを開催いたしました。内容は、セレモニー、お楽しみ大抽選会、和太鼓演奏等、記載のとおりでございます。

7月6日、7日には農産物直売所お客様感謝フェアをわだいの万菜の主催にて開催しております。この催しは、11月4日にも開催されております。

245 ページをお願いいたします。

10月19、20日には、ごかりん祭を開催しております。

続いて、246 ページをお願いいたします。

2月1日から2月29日にかけて、道の駅大感謝祭を開催いたしました。

2月2日には、茨城を食べよう節分フェアと題し、交流センター、農協、直売所、販売組合、町が一体となってイベントを盛り上げました。中でも、呉汁は五霞町産の食材を使用した郷土料理のため、昔を懐かしむお客様の声が聞かれ、今後も関係者が一体となって集客力の向上に努めた行事を展開していきたいと考えております。

次に、五霞まちづくり交流センター第 16 期の決算報告について御説明いたします。

248 ページをお願いいたします。

貸借対照表でございますが、左の欄、資産の部は、現金・預金等の流動資産並びに建物や設備等の固定資産を合わせた額で、合計で 1 億 5,789 万 6,354 円でございます。

続いて、右側の欄、負債の部は、流動負債、固定負債を合わせて 4,634 万 1,707 円、純資産の部は、資本金及び利益剰余金等で 1 億 1,155 万 4,647 円。

負債・純資産の部は、合計で 1 億 5,789 万 6,354 円でございます。

続いて、249 ページの損益計算書になります。

令和元年度の経営状況をあらわすもので、売上高は右中段に表示されております税抜総額 3 億 4,684 万 7,551 円で、前年度比 506 万円の増となっております。

内訳といたしまして、1 段目のレストラン売上高 6,913 万 4,732 円ですが、これは、レストラン華こぶしの売上高で、前年度比 55 万円の減となっております。

2 段目の物産売上高 1 億 3,586 万 6,213 円ですが、これはラスクや冷凍のローズポークまん、シュウマイ、餃子等の売上で、前年度比 477 万円の増となっております。

続いて、6 段目の農産物直売所売上高 1,636 万 4,648 円ですが、これは農産物直売所売上の 2 % と、平成 31 年 2 月からの固定家賃 1 平米当たり 1,500 円の額で構成される施設使用料でございます。

続いて、中段の売上原価合計の 1 億 5,850 万 2,601 円ですが、これは期首の棚卸高と仕入れに要した経費の合計から期末棚卸高を差し引いたものですが、前年度比で 89 万円の減と

なっております。仕入高が1億5,803万162円となり、前年度比で158万円の減となったことが要因でございます。

続いて、販売費及び一般管理費の合計は1億8,965万7,906円です。前年対比で62万円の増となっております。250ページが内訳となっており、法定福利費や委託費等の増が主な要因となっております。

続いて、営業外収益の合計は442万7,555円となり、うち雑収入に関しましては、前年対比で204万円の増となっており、令和元年10月からの商品レジに対する軽減税率対策補助金が主な要因となっております。

続いて、最下段の当期純利益9万6,472円につきましては、営業損失のマイナス131万2,956円に営業外収益の合計442万7,555円を足して、営業外費用合計43万9,137円、特別損失合計234万3,990円、法人税及び住民税、23万5,000円を差し引いた額となっております。前年の456万9,799円の赤字から、9万6,472円の黒字へと転換できました。

続いて、250ページは販売費、一般管理費の内訳でございます。

全体額の6割以上が人件費であり、その他は光熱費や委託費、備品・消耗品等で、下から7行目、支払手数料に含まれます町への売上割戻金につきましては、税抜で960万8,139円、税込みで1,046万5,936円が町に納入されております。

最後に、来場者数、レジ通過者でございます。売上を報告させていただきます。売上につきましては税込みになります。

来場者につきましては、76万1,188人、平成30年度が80万7,515人で、4万6,327人の減でございます。

売上につきましては、交流センターが3億8,014万8,333円、平成30年度が3億6,912万7,142円、1,102万1,191円の増でございます。直売所が5億309万5,173円、平成30年度が5億2,338万7,965円、2,029万2,792円の減でございます。道の駅全体で8億8,324万3,506円、平成30年度が8億9,251万5,107円、927万1,601円の減となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、請願第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）

の改正を求める意見書」の採択、提出を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号は、会議規則第87条の規定により、所管の常任委員会へ付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は付託一覧表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木喜一郎君）以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 零時07分

